今回は、介護保険に関係のある所得税・住民税の控除についてご紹介します。

1.介護保険サービスの利用に係る費用

医療費控除※

※医療費控除=医療費控除の対象額-10万円または総所得金額などの合計の5%のいずれか少ない額

1年間に支払った医療費ー保険金などで補てんされる金額

介護保険サービスごとに、医療費控除の対象となる金額が決められています。

対象となるサービスをご利用の場合、費用を支払った際に受け取る領収書に、医療費控除対象額が記載 されていますのでご確認ください(1月から12月までに支払った分が対象です)。

医療費控除を受けるためには、確定申告の際に「医療費控除の明細書」の添付が必要です。

		サービスの種類(介護予防	医療費控除の対象となる範囲	
在宅サービス	医療系	①訪問看護 ②訪問リハビリテーション ③居宅療養管理指導	サービス費の自己負担分	
		④通所リハビリテーション	サービス費の自己負担分と食費	
		⑤短期入所療養介護		サービス費の自己負担分と食費、滞在費
	福祉系	⑥訪問介護(生活援助中心型を除く)⑦訪問入浴介護⑧夜間対応型訪問介護⑨通所介護・認知症対応型通所介護⑩地域密着型通所介護	①小規模多機能型居宅介護②短期入所生活介護③第一号訪問事業(生活援助中心型を除く)④第一号通所事業	サービス費の自己負担分 ※①~⑤のサービスと併せて 利用する場合のみ、医療費 控除の対象。
施設サ		⑤介護老人保健施設 ⑥介護療養型医療施設 ⑦介護医療院		サービス費の自己負担分と食 費、居住費
ービス	®介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)			サービス費の自己負担分と食費、居住費のそれぞれ2分の1の額。旧措置入所者は対象外。

- ※高額介護サービス費の払い戻しを受けた場合は、払い戻し金額を差し引いた残りの金額が対象(®は高 額介護サービス費の払い戻し金額を差し引いた残りの金額の2分の1)。
- ※①~⑤の医療系サービスは支給限度額を超えた自己負担分も対象となるが、⑥~⑩の福祉系サービスは 支給限度額を超えた自己負担分は対象外。

◆ 寝たきりの場合のおむつ代の医療費控除の取り扱い

傷病によりおおむね6カ月以上寝たきりで医師の治療を受けている場合に、おむつを使う必要があると 認められれば、医療費控除の対象になります(医師の発行する「おむつ使用証明書」が必要です)。また、こ の控除を受けるのが2年目以降で、要介護認定などを受けている方は、黒潮町の交付する「確認書」で代用 できます。「確認書」については介護保険係へお問い合わせください。

2.要介護認定を受けている方



65歳以上の要介護1~5の認定者で知的障がい者・身体障がい者に準ずると黒潮町長が認めた場合は、 障がい者控除の対象となります。この控除を受けるには、障がい者控除対象者認定が必要ですので、 介護保険係へ申請してください。

3.介護保険料 社会保険料控除

1月から12月までの1年間に納めた介護保険料は、社会保険料控除の対象になります。

納め方	社会保険料控除が受けられる方		
特別徴収(年金から納めている)	被保険者本人のみ		
普通徴収 (納付書や口座振替で納めている)	被保険者本人、または本人の代わりに介護保険料		
	を支払った生計を同じくする家族		

○所得税の申告に関すること 中村税務署 **☎**35−2135

○住民税の申告に関すること 本庁 住民課 住民税係 **☎**43-2816

佐賀支所 地域住民課 総合窓□第1係 ☎55-3113

介護保険料は大切な財源です。安心で便利な口座振替を利用して納付期限までにお納めください。

【お問い合わせ】本庁 健康福祉課 介護保険係 ☎43-2116

■拳ノ川診療所 12月の診療予定 【診療時間】午前9時30分~正午、午後2時~午後5時(記載がある場合はその時間まで) 月曜日のみ診療時間が午後0時30分から午後2時(受付は午後1時50分まで)

	目	月	火	水	木	金	<u>±</u>
午前			1 外来診療(澤田先生)	2 外来診療(吉村先生)	3	4 外来診療(矢野先生)	5
午後			外来診療(澤田先生)	外来診療(吉村先生)	 外来診療 		
午前	6	7	8 外来診療(澤田先生) (伊与喜出張診療所)	9	10 外来診療(池田先生)	11 外来診療(矢野先生)	12
午後		外来診療(幡多医師会) 12:30~14:00(受付13:50まで)	9:45~10:30 [(鈴出張診療所) 11:10~12:30] 外来診療(澤田先生)				
午前	13	14	15	16 外来診療(吉村先生)	17	18 外来診療(矢野先生)	19
午後		外来診療(幡多医師会) 12:30~14:00(受付13:50まで)		外来診療(吉村先生)	外来診療		
午前	20	21	22 外来診療(澤田先生)	23 外来診療(吉村先生)	24	25 外来診療(矢野先生)	26
午後		外来診療(幡多医師会) 12:30~14:00(受付13:50まで)		外来診療(吉村先生)			
午前	27	28	29 閉庁	30 閉庁	31 閉庁		
午後		外来診療(幡多医師会) 12:30~14:00(受付13:50まで)					

「熱が出た」「風邪症状がある」方は、受診前に電話で診察時間を確認してから受診してください。感染症対策のため、ご協力をお願いします。

- 当診療所は予約制ので、あらかじめ電話連絡をお願いします。当日の予約受付もできます。
- ・医師の都合により、診療日および診療時間が変更になる場合がありますので、**必ず電話予約をお願いします**。 ・特定健診 (個別健診) を随時受付しております。まだ受診されていない方は、どうぞご利用ください。

【お問い合わせ】拳ノ川診療所

☎55-7111